

# 千葉県高圧ガス地域防災協議会規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本協議会は、千葉県における地域防災体制を確立し、県内の高圧ガスの移動等に係る災害の発生または拡大の防止を図り、もって公共の安全確保に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協議会は、千葉県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第3条 協議会の事務所を、千葉市に置く。

(業 務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 千葉県内における高圧ガスの移動等に係る事故の応援活動に関すること。
- (2) 事故及び輸送状況の調査。
- (3) 防災に関する教育訓練の企画及び実施。
- (4) 高圧ガス移動等に係る防災事業所の指定及びリストの作成・配布。
- (5) 応援活動に必要な資器材等の購入、配備及び管理に関すること。
- (6) 応援活動に伴う災害補償及び保険その他相互援助に関すること。
- (7) 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡、調整。
- (8) その他協議会の目的達成に必要な業務

2 前各号に定める業務の具体的事項については、細則に定める。

(会員証明書等の発行)

第5条 協議会は、協議会を構成する団体の会員に対して必要に応じて協議会の会員であることを証する証明書を発行する。

## 第2章 組 織

(構 成)

第6条 協議会は、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会、一般社団法人千葉県LPガス協会、一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会、及び千葉県高圧ガス流通保安協会で構成する。

(役員)

第7条 協議会の業務を推進するため協議会に次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 会長  | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事  | 4名 |
| (4) 監事  | 1名 |

2 役員構成は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会の会長の職にある者、副会長の職にある者、並びに輸送部会長の職にある者の計3名
- (2) 一般社団法人千葉県LPガス協会の会長の職にある者、並びに会長の指名する者の計2名
- (3) 一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会の会長の職にある者
- (4) 千葉県高圧ガス流通保安協会の会長の職にある者

(役員選任)

第8条 役員選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会の会長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副会長は一般社団法人千葉県LPガス協会の会長の職にある者をもって充てる。
- (3) 監事は一般社団法人千葉県LPガス協会の会長が指名する者をもって充てる。
- (4) 会長、副会長、理事と監事とは相互に兼ねることが出来ない。

(役員任期)

第9条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 役員に変更があった場合は、その後任者が引き続き前任者の職務を行う。後任役員は、事務局を通して他役員に遅滞なく通知しなければならない。
- (3) 後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員業務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、その業務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(会費)

第11条 協議会の構成員は、次に定める額の会費を納入する

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会 | 2,100,000円 |
| (2) 一般社団法人千葉県LPガス協会   | 1,260,000円 |
| (3) 一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会 | 300,000円   |
| (4) 千葉県高圧ガス流通保安協会     | 100,000円   |

会費については、総会の決議を経て、上記会費総額の20%を限度として、一定期間(総会決議による)増減することができる。

(会費等の不返還)

第12条 構成員が納入した会費等の拠出金等は、返還しない。

### 第3章 会 議

(会議)

第13条 会議は、総会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき開催する。
- 3 総会は、役員をもって構成する。
- 4 総会は、会長が招集し、役員の過半数の出席によって成立する。委任状の提出により、総会に出席したものとみなし、表決権を行使できる。
- 5 総会の議長は、会長とする。
- 6 総会の議決は、出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議決事項)

第14条 次の事項は総会の議決を必要とする。

- (1) 収支決算及び事業報告の承認
- (2) 収支予算及び事業計画の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 会費の額
- (5) その他会長が必要と認めた事項

### 第4章 事 務 局

(事務局)

第15条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

(事務の委託)

第16条 事務局の行う事務は、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会に委託する。

## 第5章 防 災 事 業 所

(防災事業所の指定等)

第17条 会長は、第4条第1項(1)に定める応援活動に関する業務を遂行するため、防災事業所を指定する。

- 2 防災事業所は、県内の主要道路に沿ってガスの種類別に設置することを基本とする。
- 3 防災事業所の指定は、協議会を構成する各団体から推薦を受けた事業所について千葉県知事の意見を聴き会長が指定する。
- 4 同一防災事業所において当該事業所の取扱うガスの種類及び事業所の規模、能力により、2以上のガスの種類について指定することができる。
- 5 防災事業所の名称、所在地、ガス名等の変更があった場合、若しくは指定を解除する場合、所属する団体からの届出により会長が決定する。

(防災事業所として必要な措置)

第18条 防災事業所の事業主は、防災事業所の指定を受けるにあたって、あらかじめ次に示す事項を実施しなければならない。

- (1) 高圧ガスの移動等に係る事故の応援活動に当該事業所の防災要員を従事させること及びその内容、出動範囲等を労働協約、就業規則等に明確にすること。
- (2) 応援活動への出動命令等に関する当該事業所における命令系統及びその実施方法を明確にすること。

(防災事業所の資格)

第19条 防災事業所は、高圧ガス保安法に規定する第一種製造者または高圧ガス販売業者及びガス事業法に定めるガス事業者であって応援活動に必要な資材、器具等に関する知識、経験を有する防災要員を保有し、応援活動を円滑に行う能力を有するものでなければならない。

(防災事業所への応援要請)

第20条 防災事業所への応援要請は、事故発生場所を管轄する消防機関または警察署及び必要に応じ千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局が行うものとし、その他の者からの要請では出動しないものとする。

- 2 防災事業所は、前項の応援要請があった場合は、止むを得ない事情がない限り事故現場に出動し、応援活動を行うものとする。

(防災事業所出動の範囲)

第21条 防災事業所が応援要請を受けて出動する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガスの移動に係る事故災害（事業所構内における移動またはバラ積み輸送における充てん容器等の積みおろし作業を含む。）
- (2) LPガス及び一般高圧ガスの充てん所、LPガススタンド等小規模な高圧ガス製造事業所及び消費事業所の事故災害（一般家庭、店舗、旅館等は除く。）

(出動に関する権限)

第22条 会長は、防災事業所が応援要請を受けた場合の防災要員の派遣に関する権限を防災事業所長に委任する。ただし、当該事業所の出動に係るものに限る。

(防災事業所の任務)

第23条 防災事業所が消防機関または警察署から応援要請を受けたとき、及び千葉県または千葉市が必要と認め防災事業所に応援要請をしたときは、要請に応じて出動し、消防機関、警察または、千葉県、千葉市に対して防災活動に必要な技術的助言をしなければならない。

(防災事業所の業務)

第24条 防災事業所は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 当該事業所の従業員のうちから防災要員の指名及びその確保
- (2) 必要な資材、器具等の保有及び整備
- (3) 防災要員の派遣による応援活動の実施
- (4) 事故、災害発生の際における関係先への連絡
- (5) 応援活動に関する協議会への報告
- (6) 労働災害補償保険等の保険手続き

## 第6章 費用の負担

(協議会が負担する費用)

第25条 協議会が負担する費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 資材、器具等の購入及び管理に要する費用、ただし、協議会が配備した器具等の修理等については、当該事業所において実施し、その費用を負担するものとする。
- (2) その他第4条に定める業務の遂行に必要な経費、ただし、次条に定める費用を除く。

(事故発生者の負担する費用)

第26条 事故発生者は、防災事業所が応援要請を受けて出動した場合、次の応援活動に要した費用を防災事業所に支払わなければならない。

(1) 防災事業所が派遣した防災要員の旅費、手当

(2) 器具及び薬剤等応援活動に要した費用

2 前項の費用は、防災事業所長が事故発生者に直接請求する。

3 第1項の費用は、他に事故の原因者がある場合でも事故発生者が支払い、当該費用は、事故発生者が原因者と直接交渉するものとする。

(災害補償)

第27条 応援活動により生じた防災要員の死傷による災害補償は、協議会が付保する「高圧ガス地域防災協議会に係る傷害保険」及び当該応援者所属事業所の労働者災害保険を適用する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第29条 協議会の運営に必要な経費は、原則として次に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会 費

(2) その他の収入

(臨時分担金の徴収)

第30条 協議会は、必要に応じ臨時分担金を徴収することができる。

付 則

本規約は、昭和57年4月1日から実施する。

昭和57年7月10日	一部改正
昭和62年5月14日	一部改正
平成2年7月10日	一部改正
平成3年8月7日	一部改正
平成5年7月5日	一部改正
平成15年7月17日	一部改正
平成16年7月14日	一部改正
平成22年7月29日	一部改正
平成25年7月29日	一部改正
平成26年7月28日	一部改正
平成27年8月5日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和元年7月10日	一部改正
令和2年8月7日	一部改正